令和７年度第１回古賀市情報公開・個人情報保護運営審議会　議事要旨

１　会議の名称　　令和７年度第１回古賀市情報公開・個人情報保護運営審議会
２　日時　　令和８年１月２６日　１０時～１０時４５分
３　場所　　古賀市役所第２庁舎５階　５０１～５０３会議室
４　傍聴者　　なし
５　出席委員等　　三輪委員、近藤委員、南正覚委員、堂前委員、高原委員、濱委員
６　事務局　　星野総務課長、総務課政策法務係４名
７　内容　　①会長の互選
②会議の公開について
③令和６年度古賀市情報公開制度・個人情報保護制度運用状況報告について
④古賀市個人情報の保護に関する法律施行条例の改正について（条例要配慮個人情報）
⑤その他
８　会議概要（要約筆記）

事 務 局　令和７年度第１回古賀市情報公開・個人情報保護運営審議会を開催する。長﨑委員欠席。委員７名のうち６名出席。古賀市情報公開・個人情報保護運営審議会第６条第２項に基づき本会が成立していることを報告する。
〇総務課長　挨拶
〇審査会委員　自己紹介
〇事務局　自己紹介
事 務 局　会長の互選に入る。古賀市情報公開・個人情報保護運営審議会条例第５条第１項の規定により、委員の互選により定めることとされている。立候補される方はおられるか。
委　　員　（一同、なし）
事 務 局　いないようなので、事務局から推薦させていただく。近藤委員にお願いしたい。
委　　員　（一同、了承）
〇会長挨拶
事 務 局　以下の進行は近藤会長にお願いする。
会　　長　この会議は古賀市情報公開条例第２３条に基づき公開としたいがよろしいか。傍聴者はいない。議事録作成のため、会議を録音させていただく。
委　　員　（一同、了承）
会　　長　令和６年度古賀市情報公開制度・個人情報保護制度運用状況報告について事務局

から説明を求める。

事 務 局　資料は③－１、③－２となる。③－１について、令和６年度の開示請求件数１５件、過去３年大きな変動なし。開示が４件、部分開示が１０件。不開示理由別内訳の表において部分開示１２件、全部不開示は０件。全ての開示請求案件の一覧表が③－２である。

続けて市政情報の開示状況について、資料は④－１、④－２となる。令和６年度の市政情報開示請求件数は４４件、４年度、５年度から少し減少。実施機関別では市長部局３６件、教育委員会と続き、議会も１件あった。不開示理由別内訳は、部分開示が２８件、全部不開示が１件となっている。詳細一覧は④－２となる。

令和６年度、審査請求は、情報公開の開示等決定に対して３件あり、全て認容。個人情報の方はなし。

会　　長　委員から質問、意見を求める。

委　　員　不開示事由で７８条１項２号とあるが、２号のうち、イロハのどれに当たるか。

事 務 局　不開示情報の欄に記載のものとなる。

委　　員　１番では不開示情報の欄に開示請求者以外の個人に関する情報が不開示とあるが、具体的に何が不開示になったのか。

委　　員　確認だが、今の話は令和６年度個人情報開示請求処理状況詳細一覧の１番の話か。

委　　員　そうである。

事 務 局　令和６年度個人情報開示請求処理状況詳細一覧の１番の４つ目の欄「請求に係る個人情報の件名」が実際に開示した文書名になり、建築家屋の価格決定通知書、住宅控除額の計算、非木造家屋部分別評点算出表である。これらの文書の中に評価者の氏名があり、その部分が開示請求者以外の個人に関する情報として不開示としたと記憶している。

委　　員　④－１市政情報について、全体の傾向として請求件数が減少しているが、理由をどのように分析しているか。

事 務 局　はっきりとした原因はつかめていないが、令和５年度の変更点としては、件数の多い地籍調査の結果を、開示請求によらない、証明書として発行する情報提供の方法に事務が変更されたことが考えられる。

会　　長　一人が何件も請求しているケースはあるか。市政情報、個人情報両方について。

事 務 局　個人情報は、採用試験の情報や印鑑登録に関する請求で、あまり重複はない。市政情報は、庁議の会議録や工事の入札結果等に関して、同じ請求者が定期的に請求するケースはある。

委　　員　審査請求３件は一覧の中のどれと紐づくものか。

事 務 局　令和６年度の審査請求は令和５年度の３月に行われた開示決定に対するものであり、本日配布の一覧にはない。審査請求の内容としては、請求内容に対して不存在としたところ審査請求があったもの。

委　　員　審査請求で認容とのことだったが、請求自体は具体的でなかったが、特定できる文書があるのではないかということで開示したということか。

事 務 局　そうである。

委　　員　資料④－２の１０番、パブリックコメント集計結果が請求され、パブリックコメント実施結果が開示されているが、パブリックコメントで寄せられた意見を開示したのか。実施結果は市のホームページで公開されていると思うが、それを見せたのか、それ以外の詳細等を開示したのか。

事 務 局　市のホームページでも公表しているが、請求があったことから同じものを開示した。

委　　員　そういう時はホームページで見られることも案内するのか。

事 務 局　窓口での請求ではそういった案内もするが、郵送請求の場合は、既に請求がなされたものとなるので開示の対応をしている。

会　　長　他にないか。

委　　員　（一同、なし）

会　　長　次の議題に移る。古賀市個人情報の保護に関する法律施行条例の改正について事務局の説明を求める。

事 務 局　個人情報の保護に関する規律については、以前は各自治体が独自に条例を持っていたが、令和５年度から法適用となった。その上で、手続関係等の運用部分について法律施行条例という形で、新たに条例を制定し、今に至っている。

　また、地方公共団体が保有する個人情報のうち地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして「条例要配慮個人情報」を条例で定めることができる。イメージとしては資料⑤－１のようになる。法第２条で要配慮個人情報が定められているが、それとは別に地域の事情に応じて条例要配慮個人情報を定めることができる。

　資料⑤－２の答申書は、令和５年度からの法適用に伴う施行条例の検討の際、この条例要配慮個人情報を規定するかを含め、審議会に諮問し、条例要配慮個人情報の規定については不要である旨の答申を受けたもの。

　今回検討しているのは被差別部落出身であることの記述についてだが、これは法第２条の「社会的身分」に当たり、要配慮個人情報として適切に取扱うことは法適用当初から変わりないところであると認識している。しかしながら、令和５年度から、当事者団体から、条例要配慮個人情報を条例に規定することに関して

強い要望が寄せられ、県及び県内の複数の自治体が規定を置いている状況も鑑み、古賀市においても、再度、条例要配慮個人情報を規定することについて検討した。

現在、具体的には資料⑤－３のとおり条例改正を行うよう進めたいと考えている。

県内の規定状況は資料⑤－５のとおり。県をはじめ、７市、５町ほか県内では合計１４団体が規定を置いている。

資料⑤－４は改正案にて引用する「福岡県部落差別の解消の推進に関する条例」第８条の条文、また、個人情報保護法の要配慮個人情報及び条例要配慮個人情報の規定部分である。

また、資料⑤－５は同内容の条例要配慮個人情報についての近隣の規定状況である。

審議会の答申とは異なる対応となり恐縮だが、ご理解いただきたい。具体的な条文や留意事項について、ご意見をいただきたい。

会　　長　事務局の説明に対してご意見・ご質問あれば。

委　　員　令和５年度の審議会とは、メールでの審議か。

委　　員　対面で実施したと記憶している。

委　　員　当時委員ではなかったので、答申として、規定しないという結論に至った理由を確認したい。

委　　員　答申書の２ページにあるように同和地区のことを特に想定した議論はなく、どちらかというと性的少数者等についてどこまで入れるかを中心に議論したと記憶している。条例要配慮個人情報として定めるべきではないかと思われるものは様々あるが、列挙しがたく、法律に含まれていると考えられるため、この答申内容でいいのではないかとの議論だったと記憶している。今回、規定するというのは、関連団体からの強い要請を受けて、市として検討した結果であろうと認識している。

会　　長　新しく規定を追加したとしても運用が変わることはないということか。

事 務 局　そうである。

会　　長　法律の建て付けとしては２条で基本的にはカバーしていて、ここでカバーしきれないものは６０条５号により条例で追加することになる。当時の審議会では、２条に挙がっているものに含まれない性別に関連するものとしてＬＧＢＴを議論したと記憶している。先ほどの説明のように同和地区のことは社会的身分に含まれるとして議論していなかったのが、今回、団体からの要望があったことと実際に定めている団体と足並みを揃えるということでの提案と思う。積極的に賛成する理由も反対する理由もないというのが正直なところ。

委　　員　　先方が要望するきっかけが何かあったのか。

事 務 局　　市として年に数回当事者団体と協議をする場がある。市長が出席することもある中で、当事者としては、県の条例に規定があり、市の条例にも明記することで市がしっかりと対応していることを示してほしいという要望が直接あった。検討に際して、審議会にも説明した上で進めたいと考えている。

委　　員　　インターネットで検索したところでは、県が定めることから県下自治体も定めるようにと促されている事例があった。福岡県でも県からの通知等はあったのか。

事 務 局　　法適用となる令和５年３月の段階で、県が定めることについての知らせはあっていたが、県下自治体にも規定を促す内容ではなかった。逆に、県が定めることに対して、古賀市から考え方等を質問したという事績があった。

委　　員　　関連団体は一つか。いくつかあって、見解が相違しているということはないか。某市で市史編纂に携わったときに、事実だからしっかり書くべきという意見と、書いて残すのはよくないという意見が対立し、発行が２年遅れたことがあった。事実上改正されることになったら違う意見が後で出て、混乱することがここでも起こり得ると思ったが、そういうことはないか。一つの団体に統一されているのか。

事 務 局　　古賀市では一つの団体が活動され、協議・交渉をしている。今のご意見のような大きな問題が生じることはないと考えている。

事 務 局　　手続としては、制定当時も行ったパブリックコメントを今回の改正においても実施し、意見を寄せてもらいたいと考えている。

委　　員　　条文は、県と同じにするか、八女市や柳川市のように「県の個人情報の条例に規定する記述等」という規定の仕方にするか、２パターンあると思うが、今回あえて、県と同じ条文を案としたのは、要請との関係からか。

事 務 局　　令和５年４月以前から県はこの条文で規定し、公表されていた。上位の機関でもあり、精査されたうえで規定していると思われることから、県に倣った方法が分かりやすい形と考えている。

委　　員　　県と同じ規定は、うきは市と広域連合だけで、市の中では少数派なのかなと感じて尋ねた。

会　　長　　八女市のパターンだと、県が条例第３条を改正した場合は、市の条例でも自動的に追加されることになる。例えば３条を改正して性的少数者等を含めた場合は自動的に古賀市にもそれが含まれることになるので、今回の背景からすると同和地区のところに限定される形が望ましいという感じがする。

委　　員　　積極的に反対ではないが、特定の組織に絡むプレッシャーにどこまで応えるかは問題と思う。社会的身分の中に包含されているという考え方がある中でどこまで明示的にいくか。当時の議論の中で性的少数者を含めて議論したこ

とからすると、これを明示的に規定すると、じゃあ、ＬＧＢＴも定めてくれとなり再度改正とならないかと。例示列挙すべき必要性を言い出すといろんなものが含まれ得る気がするので、あえてここだけ今改正する意味、要請に対してどこまで対応するかを同時に検討することは必要ではないかと思うので、意見として述べておく。

委　　員　以前、デジタル接続の審議のときなどは県内市町村の実施割合等のデータを取っていて、それを基に議論したこともあった。県内市町村６０くらいあるうちの１２しかまだ規定していないのか、若しくはここに出てきていないところでも検討を進めているところが多いのか、その辺の把握はどうか。

事 務 局　全自治体に照会を行ったわけではないので漏れがあるかもしれないが、全自治体の現行の例規を検索した結果である。検討段階のところまでは把握できていない。

委　　員　近隣が入っていないが、古賀市が先行することになるので近隣との協議等は行っていないのか。

事 務 局　新宮町も同じ団体の要望を受け、改正する方向があることは伺っている。改正の時期はそれぞれの考え方になると思う。

会　　長　この議題は、今日、この審議会において何か結論を出すものなのか。様々な意見を踏まえて事務局で検討されるのか。

事 務 局　後者のほうで考えている。

会　　長　他に意見はないか。後日でも意見等があれば事務局に寄せていただきたい。

事 務 局　条例改正についてのご意見は２月１０日頃までにお願いしたい。本日の出席に係る報酬と費用弁償は、後日、口座振り込みにて支払う。本日の会議要旨は後日メールにて確認をお願いする。

会　　長　何もなければ、また一年後となる。これで令和７年度第１回古賀市情報公開・個人情報保護運営審議会を終了する。